

# 異議あり！11.8 国民保護実動訓練



## 住民を巻き込んだ 戦争訓練への参加を 拒否しましょう！



## 11月8日、七尾で何が起ころう？

- ◆ 国際テロ組織のテロ情報を入り、政府は全国に警備強化を指示。
  - ◆ 七尾国家石油ガス備蓄基地で爆破事件が発生。
  - ◆ 七尾マリノパークで化学剤散布事件が発生。
  - ◆ 七尾国家石油ガス備蓄基地周辺で大量の爆薬と化学剤を積載した放置自動車を発見。
- このような想定の下、訓練は始まり、自衛隊や警察、消防機関、海上保安部など九三機関、約千人が参加しての県内では過去最大規模の国民保護訓練が展開されます。崎山地区の住民の皆さんは自衛隊や警察による避難誘導で東湊小学校やマリノパークへ避難します。

- ◇ 国（内閣官房、消防庁）、石川県、七尾市は11月8日（日）、七尾国家石油ガス備蓄基地やマリノパークを舞台として石川県では3回目、七尾市では2回目となる国民保護実動訓練を計画しています。今回は初めて国が主催団体として参加し、住民の参加は過去最大規模となる400人が予定されています。学校施設の使用も初めてです（右参照）。
- ◇ 私たちは過去の実動訓練で監視行動を実施し、訓練の内容をつぶさに見てきました。国民保護実動訓練は「国民保護」と言いつつ、実態は住民を巻き込んだ戦争訓練に他なりません。しかも、訓練を重ねる毎に自衛隊の登場場面は拡大し、軍事行動はエスカレートしています。
- ◇ 鳩山新政権は「東アジア共同体」を提唱し、アジア重視の外交方針を示しています。七尾市は韓国・金泉市や中国・大連市全州区などと姉妹都市を結び、友好関係を深めてきましたが、国も近隣諸国との間で平和外交を展開し、経済や文化、スポーツなどの交流をさらに進め、友好関係を築いていくことはとても大切なことです。今回の訓練が時代の流れに逆行していることは明らかです。
- ◇ 七尾市民の皆さん、戦争訓練への参加を拒否し、私たちと一緒に訓練反対の声をあげていきましょう。

「ご案内」

「武力で平和はつukれない！」

国民保護実動訓練反対「一・八七尾集会」

日時 十一月八日午前九時半～（集会後、デモ行進）

会場 七尾労働会館3階

主催 石川県平和運動センター

※当日は訓練の監視行動もおこないます。

※一〇月二七日には、七尾市と石川県に対し実動訓練中止の申し入れをおこないました。

# 問題だらけの国民保護計画！

## 問題点1 戦争法の中に位置づけられた計画です。

今回の訓練は石川県国民保護計画、七尾市国民保護計画に基づいておこなわれますが、その根拠法は2004年に成立した国民保護法です。そしてその上位法は2003年に成立した武力事態対処法です。この法律が想定するのは「外部からの武力攻撃」、すなわち戦争です。

国民保護計画は「国民保護」と言いつつも実態は「銃後の備え」を平時からおこない、いざというときには国民や自治体を戦争体制に組み込んでいくための法律です。私たちは憲法違反だと主張してきました。



不審船を追いつめ、発砲する海上保安庁の巡視船

## 問題点2 自衛隊を街の中に登場させることが最大の狙いです。

石川県近海では過去に不審船問題がありました。また世界各国では「テロ」が続発しています。もちろん殺人や爆破行為などはいかなる理由があっても許される行為ではありません。

しかし、「テロ」は国際的にも犯罪行為として扱われ、警察が被疑者を逮捕し、裁判で有罪・無罪が判断されます。海の上では海上保安庁がその役割を果たします。自衛隊や軍隊が出動して解決する問題ではありません。

2年前には七尾市内で国民保護実動訓練だけでなく自衛隊が武器を持って街中を行進する訓練もおこなわれました。「これからは戦時もある」という県民の意識変化を狙い、自衛隊をどんどん日常生活の中に登場させることが訓練の最大の狙いです。

## 問題点3 近隣諸国に脅威を与え、東アジアの軍事的緊張を高めます。

かつて小泉元総理は「備えあれば憂いなし」と述べ、国民保護法など有事法制を次々と制定していきました。しかしこれは、台風や地震、洪水などの自然災害と防衛問題を意図的に混同した発言です。

自然災害は防ぎようがありませんから、日々の備えが大切です。しかし戦争はある日突然勃発するものではなく外交の失敗として起こります。日本国憲法は先の大戦の反省から国際紛争を武力で解決することを禁じています。日本が再び戦争への備えを進めれば、かつて侵略を受けた近隣諸国は身構え、軍事的緊張が高まります。

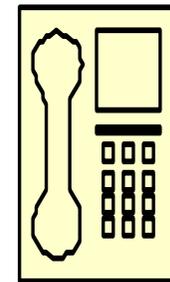
鳩山新政権は東アジア共同体を提唱し、アジア重視の政策を打ち出しています。国民保護実動訓練は時代に逆行した訓練と言わざるをえません。近隣諸国を敵対視する有事法制は「備えあれば脅威あり」、「備えあれば戦争あり」で、平和の実現に逆行します。

## 「国民保護訓練110番」設置

国民保護実動訓練への参加は「強制」されません。

国民保護法は、第4条で国民に対する協力要請について、国民の「自発的な意思によるもの」で、「強制があってはならない」と規定しています。しかし、実際は「自発的参加」の号令で、地域での人間関係も利用し事実上の強制＝国家総動員態勢となることが危惧されています。

強制は法律違反であり、人権侵害でもありません。意に反して参加が強要されるような場合は、「国民保護訓練110番」までご連絡ください。



☎ 076-231-2110

社会法律センター

(15人の弁護士が所属しています)

電話受付

平日 9:00~18:00

土曜 9:00~12:00



左：避難車両を先導する自衛隊。自衛隊車両は戦時には攻撃対象となるため、住民と一緒にいては戦闘に巻き込まれかねない。自衛隊を登場させるための非現実的な訓練となっている。

発行：石川県平和運動センター

連絡先：〒920-0024

石川県金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5階

Tel 076-233-2170 Fax 076-233-2244